

1. 件名

三菱原子燃料株式会社の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請に関する面談（1）

2. 日時

令和2年9月24日（火） 15時00分～16時10分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤上席安全審査官、永井主任安全審査官、有田専門職、武田専門職、田邊係員、池永技術参与、上原技術参与

原子力規制部 核燃料施設等監視部門

鈴木管理官補佐、小野原子力運転検査官

三菱原子燃料株式会社

富永取締役執行役員、他5名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. 配布資料

資料1：保安規定の変更について

補足資料①：保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

補足資料②：品質管理基準規則及び解釈の事業許可・保安規定への反映一覧

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。規制庁ある程度それではたまたまより、三菱原子燃料の保安規定変更認可申請の面談の財界を始めたいと思います。
0:00:11	本日の面談については、電話に5月4日付で申請がございました三菱原子燃料の保安政権交代について後日開催予定の審査会合の資料のドラフト版とその進展の補足説明資料、
0:00:26	についてについて事実確認を行いたいと思います。
0:00:31	まず
0:00:34	三菱原子量には3のほうが本日は資料3点。
0:00:38	いただいておりますが、こういった内容の資料なんか簡単に可決にちよっといただけますでしょうか。
0:00:49	ハイウェイ三菱原子燃料でございますようお願いします。
0:00:57	では一応資料の共有ということで、まさにだたせていただきます。
0:01:16	それでは本規定の変更についてということで審査会合資料のですね、ドラフト版の方に御説明させていただきます。
0:01:27	2ページめくっていただいて、3ページ目になりますけれども、まず、保安規定変更の概要をいうことでございますけれども、
0:01:39	簡単な概要はですね、原子炉等規制法及び関連規則がですね一部改正または制定されまして、
0:01:50	今年ですね4月より施行されているということから、保安規定の条文の記載を削除ですとかとかあまたは変更するといった開業になります。
0:02:03	保安規定変更の理由につきましては、大きくファン点ございまして、
0:02:09	一つ目が原子力規制における検査制度見直しに伴う変更ということで、
0:02:16	加工規則とですね保安規定審査基準の改定に伴う変更、それから原子力施設ですね保安院の業務に係る品質管理に違ったへの基準、
0:02:30	基準に関する規則ですね、品質管理基準規則ですけれども、タレントを解釈ですね、の制定に伴う
0:02:40	というのが件目が、事務新規制基準対応工事が完了した建物設備に係る事項の変更ということで、
0:02:51	新規性基準対応におけます建物の主要及び検査の状態維持に関する事項と、あとは撤去した設備関係のですね、内容の反映
0:03:05	3点目が内の適正化と大きく三つになってございます。
0:03:13	このページはですね、主な変更の内容ということで、
0:03:20	大手件目としてですね、県と検査制度の見直しに伴う航行に関してですけれども、加工規則及びですね、保安規定審査基準の改正内容の反映と、

0:03:36	ということで、内以降ですね下の表にまとめてございます。
0:03:43	この表ですけれども、左側ですね、加工規則の第 8 条第 1 号番号が書いてございまして、
0:03:52	この第 1 項ではですね、
0:03:55	第 1 表から次のページで第 19 号、後はもうございまして、
0:04:03	それぞれの防火 5 に対して、保安規定の審査基準がパルこういうことで、それはそれに対してですね、審査基準の内容に対して、本件のですねどこが変更されたかと。
0:04:21	いうことをお示ししてございます。
0:04:25	第 1 号はですね、審査基準のほうでは関係法令及び保安規定の遵守のための体制ということで今回支社の方ほうでは、第 5 条の 2 ということで保安品質マネジメントシステムの文書化等、
0:04:45	第 6 条のですね、経営責任者の原子力安全のリーダーシップと。
0:04:50	いうところを変更してございます。
0:04:55	第 2 号終わりね品質マネジメントシステムということで、こちらは経営者印象ということで新たに設けまして保安品質マネジメントシステムということで新たにしております。
0:05:10	第 3 号報告、施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織というところっていうのは、
0:05:18	保安規定の 17 条の職というところに反映してございます。
0:05:23	第 4 を各取主任者の職務の範囲等については第 9 条の核燃料取扱主任者の職務のところに反映してございます。
0:05:35	第 8 項デパート教育については、これは現行の保安規定に記載があるということで今回反映はしてございます。
0:05:45	第 6 を放出の早期の行う体制確認すべき事故異常があった場合等につきましては、第 31 条の操作上の一般事項。
0:05:57	第 7 号、管理区域保全区域及び周辺監視区域の設定等につきましては、第 47 条の保全区域として新たに追加してございます。
0:06:11	第 8 号の排気監視設備及び排水監視設備につきましては、第 66 条の計器及び放射線測定器の校正の実施のところ、
0:06:25	代休を線量、線量当量も政府の方につきましてはこちらで現行の保安規定に記載があるということで公開反映してございません。
0:06:38	第 10 号放射性特定機能及び放射線を測定方法につきましては、第 55 条の放射線測定器類の管理のところに反映する。
0:06:51	次のページに行きまして、XIをされましたけれども、

0:06:55	核燃料物質の受払い、運搬状況等につきましては、現行の保安規定の記載の通りとなります。
0:07:04	第十二号合わせて廃棄物の廃棄につきましては第 76 条の
0:07:11	放射性気体の廃棄物決定第 77 条の放射性気体廃棄物のほうに反映してございます。
0:07:19	第十三をにつきましては、非常の場合に傾斜。
0:07:23	初期につきましては現行の記載の通り、第 14 の設計表事象等に係る技術保険に関する措置、
0:07:34	につきましては 78 条 89 条、91 条 94 条、95 条 97 条 100 錠とか、海外関係の方にですね、反映してございます。
0:07:50	15 頭記録及び報告ですが、こちらは来議長のほうですね記録の管理のところに反映してございます。
0:08:00	第 16 号をちょっと施設管理としては、第 7 表としてですね、別管理ということで反映してございます。
0:08:11	17 億情報の共有につきましては代議調達プロセス、
0:08:18	第 10 条の 2 の是正処置等、第 15 条の 3 の未然防止処置はPのほうに反映してございます。
0:08:29	18 号をフレキをページの情報の公開につきましては第 13 条の適応の関連で最後第 19 のその他必要な事項については、第 1 条の目的のところに変えてございます。
0:08:45	掃気等のところですねリスクの 1 とございますけれども、こちら今御説明したのは、概略でございますので、補足資料の一番上①の三紀層の方案の審査基準とほぼ
0:09:03	変更内容の整理症法というのをつけてございますので、こちらは大事に詳細が記載されてございます。
0:09:13	はい。
0:09:16	次のページに行きます。検査関係で二つですね、
0:09:23	評価ケース管理基準規則に関する事項、反映をしてございます。
0:09:29	下にある表でございますけれども、左側ですね。
0:09:34	こちらが一委員会入れる人とその解釈の方、
0:09:42	期待してございます。
0:09:44	そして費用管理規則のほうはですね、
0:09:49	一章から 6 までありまして、上盤はですね第 1 条から第 13 条までございましてこちらの内容をですね、保安規定のほうでは、第 2 章としてね、保安

0:10:04	マネジメントシステムということで新たにお越しになって第 1 から 6 節ということで、浄化を第 4 条から第 15 条の 3 ということで、こちらのほうにですね、反映入れ込んでございます。
0:10:24	こちらの表に関しましても概略でございますので、こちらの内容はですね、補足資料の 2 ということで、品質管理基準規則及び解釈の事業許可、保安規定の反映一覧と、
0:10:40	ということでそちらのほうに照会を審議してございます。
0:10:45	はい。
0:10:48	F5 ページにつきましては、検査制度の見直し関連の点目でございます。
0:10:54	施設管理に関する事項の反映ということで、JRの 4 に⑨ですね、原子力発電所の保守管理規定の内容を本編の賀祥のほうにかね施設管理ということで反映してございます。
0:11:14	下の表がですね、左側がJEAC-4 に 0 っていうのを、該当する保守管理の
0:11:25	内容となっておりますが、こちらの内容をですね、第 7 章のほうにですね、保守管理というものを決管理ということで置き換えまして 7 のほうにまとめてございます。
0:11:41	漏斗私ねほぼ 62 条のところに施設管理ということで、
0:11:50	こちらの項をですね。へえ反映してございます。
0:11:59	はい。
0:12:00	はい。次の期末手当を変更内容の大きな
0:12:10	新規性基準対応が完了したってのかかる事項の変更についてでございますけれども、こちらは二つございまして、
0:12:21	まず一つ目はですね、新規性基準対応期間における建物設備を及び検査の状態維持に関する事項の変更でございます。
0:12:35	IBM掴みたいのですね建物設備についても、新規性基準の対応を行って使用する場合は、
0:12:45	使用前検査に合格するまで、または使用前確認が終了するまではいったそのを維持する旨記載をしてございます。
0:12:58	こちらですね、変更内容を保安規定の第 67 条の 2Eとして新規性基準対応機関に建物設備の使用及び検査の状態ということで反映してございます。
0:13:15	2、二つ目でございますけれども、普通、撤去設備の反映ということで、
0:13:23	第一次の設計認可で使用前記述から撤去設備について、方案のですね、第 1 株別表第 1-3。
0:13:36	別表第 2 のですね、撤去した設備名称の拍手で回数が減ったものに対しては台数の方とか、そういったところの反映をですね。へえ実施しております。

0:13:57	次のページに決まってオーナー変更対応を進めて記載の適正化でございます。はい。こちら六つございます。一つ目は、手順の明確化でございます。
0:14:14	決定されているですね、管理区域を含めて一時的な管理の設定及び解除手順を適正化したというところで、こちらは保安規定の第 42 条の管理区域のところで班員落ちております。
0:14:34	具体的にはですね、現状、現行の保安規定、設と管理区域でないところを一時的に管理区域設定して解除するというのは読めるんですが、変更管理区域のところもですね設定解除するというところは
0:14:54	正確に重要でないというようなところもあっての変更をしてございます。
0:15:01	2 点目でございますけれども、多くの適正化はあとということで、42 条と 43 校というのは出てくるんですけれども、該当するのは法律だけではなく、政令とか省令に該当しますので、法令と。
0:15:20	営業適正化してございます。
0:15:24	もう 1 点ですね、計画停電時の措置の記載ということのということで、第 67 条計画停電時等の 8 と、こういう条文のところをより具体的に適正化してございます。
0:15:43	3 点目は紹介を切断を銅板を本番の適正化ということで、今まで指定機関がないように考えまして照岸ですとか、変更になっていると。
0:15:58	いうところで適正化を行っております。
0:16:04	だって、そういうものになりますけれども、方向性ですね、本日の走行性があつたということで変更は変更を示してございます。大きな規模としましては、
0:16:20	第 2 章のところにはですね、保安品質はね、中途システムという新たな章が追加されたということで、従来の商売か以降ですね一緒だつ触れていると。
0:16:36	いうことなんですけれども、現行のですね、企業 14 章の定期評価というのを削除をしますので、
0:16:47	最終的にはですね、15 章構成ということでそちらの価格がですね、もうないと。
0:16:55	それとあとは保守管理というところは別管理にタイトルかアーカイブ化と
0:17:03	というような変更内容になってございます。
0:17:11	いろいろMNFからの説明は以上の
0:17:15	はい。
0:17:16	はい、計器をアリタようにヤオコー台場場合も踏まえて、まず、規制庁の核燃御専門の方から先に指摘事項ございますようお願いします。
0:17:32	この確認事項がありましたらお願いします。
0:19:29	はい、それではですね、2 点ほど確認したいことがありまして、

0:19:34	1 点目はですね。
0:19:38	燃料取扱主任者資格取り込んでファンのクラス 2 社の職務なんですけども、19 条で、
0:19:51	ここで
0:19:54	アリタちゃうと、原子力規制庁になっちゃうという記載が今回あるんですけども、その辺を教えてください。
0:20:04	で、
0:20:05	2 点目はですね、これは大牟田です。いっぱい
0:20:10	上の打たれる経験上、例えば、今現地の検査官が経験さ、売上スズキでいただきます。
0:20:22	あまり言って燃料取扱主任者が実際にたかってますので、そういったことの業務をやっております。
0:20:31	はい。
0:20:33	現時点の行っていることを反映したということですか。
0:20:40	その通りです。
0:20:43	それ以外の理由は特にはないということですね。
0:20:46	現時点で、
0:20:50	そうですねはい。
0:20:53	100 名はすいません、それと
0:20:59	実際
0:21:01	事業者計画もあると思うんですけども、事業者計画こちらいい機会は本会の場ではないというか、
0:21:15	核と流速、
0:21:17	入れてございませんでして、今回作る予定とかいうでしたか。
0:21:25	この規程には今回記載されてページ 19 条には、
0:21:35	当然実際と言われて事業者検査に当たっているということですが、半期のほうに
0:21:43	保安規定には記載してない。
0:21:47	下部規定についての考え方はこれからということで、
0:22:00	よろしいですか。はい。2 点目。
0:22:04	はい、保全区域の考え方について改めて教えてもらってよろしいですか。
0:22:12	はい。
0:22:14	今回の保全区域とですね。
0:22:17	上期区域以外で特に間共用する場所です。
0:22:23	保険区域等させていただきます。

0:22:26	或いは人発電機のある場所ですね、保全区域で簡単に記載してございます。
0:22:35	以上です。発電非常に多かった。
0:22:46	非常用発電機以外には特には。
0:22:50	考えていないということでしょうか。
0:22:54	はい、特には。
0:23:01	タナベ
0:23:05	何かあれば、
0:23:06	はい。
0:23:08	ちょっと原子力規制庁ナガイ日当
0:23:15	それとか施設関係でもう1点だけ確認させていただきます。頂部けどあの審査基準のですね。
0:23:27	規則にもあるんですけど。
0:23:33	そして、
0:23:36	調査基準の加工規則の適用の第十二号ドド社製のパッキンの施策の6番目ですね、平常時の環境放射線モニタリング体制について定められていることということが審査。
0:23:56	これも確認してませんが、その点についてですね。
0:24:04	1点だけ確認したいのは、敷地
0:24:10	周辺監視区域外の狐
0:24:13	はい。
0:24:18	周辺監視区域外の土壌であるとか、サンプリングすることについて
0:24:25	これについては以下の保安規定で今回の変更で対応してるところがあれば説明ください。
0:24:42	はい。
0:24:43	名はオオムラれる。
0:24:46	現行の保安規定のですね、別表第7というのがございまして、特にですね、現状での周辺監視区域界の環境試料中のですねはなし物質濃度を年1回
0:25:02	測定するというのが期待されてございまして、現行の保安規定で読めるということですね、今回、変更はございません
0:25:11	原子力規制庁の永井です。わかりました。
0:25:35	規制庁アリタです。それでは、保安規定のSAPに日報続きそういったところでは今回確認事項として幾つかあるんですが確認のポイントとして大きく四つあるかなと考えております。
0:25:51	1個目は品質マネジメントシステムについてごとで、これらの事業許可。

0:25:56	品管基準規則だと定められました。それも整合性を見ておくことになります。これもとで、今回ほとんど名で最初からもらってるんですが、具体的にこれ、
0:26:12	品管基準規則ってこれ改めてクリアできる設計とポンとケーヒンが基準と比べると、21 項目の新しい構造でございまして、それから会社員も含めて反映されているか。
0:26:28	あそこでありますので、
0:26:31	それでは、
0:26:32	はい。
0:26:34	二つ目は、
0:26:37	保安の大きいということで、これについては、要は審査基準のことで、審査基準が改正内容をやってるとのことになります。
0:26:51	三つ目の確認のポイントとしては、保安規定の段階的申請ということで、これ、先ほどパワポのための工事の進捗に合わせて段階的に収費切ってますので、それについて確認してと。
0:27:08	もう 1 点目としては、これもフォローセル疑問です。
0:27:12	ええ、保安規定の追加工数削減と合併条ずれとか、何をしている情報とか、そういうものがないことを確認したいと思います。
0:27:30	一つ目なんですが、
0:27:33	品質マネジメントシステムの確認ということで、
0:27:39	さっき、
0:27:41	それについて、
0:27:44	はい。
0:27:47	これについて 21 項目追加の協議事項があったということでそれに関係する内容で、スズキ、
0:27:56	例 1 として確認したいんですが、今日、参考資料 2-10 ページを開いて、第 7 条。
0:28:04	そういうことで、
0:29:16	すみません、ちょっと本制度等入れてちょっと聞き取れなかったのが申し訳ないですがもうちょっとイメージでしょうか。
0:29:25	今日の
0:29:27	口側説明資料の 2-10 ページ。
0:29:32	はい。
0:29:35	換気量頻繁以上 21 番のところですね。
0:29:59	場面によってはですね。
0:30:02	その 21 乗弱で

0:30:08	21 条第 1 項の解釈で
0:30:11	組織の内部する試験なんかがあったと思うんですけど。
0:30:16	。
0:30:17	文言は多分規定の情報には見当たらず、これはどこで規定しのかなという
0:30:30	自分の歌デフ、今回の角形品管規則ですね、保安規定の案議への方針としてはですね、品管規則の基準規則のほうはですね、保安規定のほうにすべて入れるということにしていますが、解釈につきましてはですね。
0:30:46	何々を含むというようなことはですね、入れてるんですけども、例えば何々を下げないとかですね、そういった例については、特定エアの保安規定の運用には入れていないというところがございます。そういった例ではですね。
0:31:03	当社の文書であります。
0:31:06	へえ品質保証計画書ですかね。つまり 7 日修正しているということで書いてあるのTHAI内容を含めて、ノ手の入ってるということではないというところがございます。以上です
0:31:23	はい規制庁アリタです。解釈の例示とか、そういったところもこういうことについては下位規定のほうで出てきてということで内説明は理解いたしました。
0:31:33	これは土木に多様な話になってくるんですけど。
0:31:38	同じく参考資料 2-20 ページですね。
0:31:48	2 ページが多いところと要望と保安規定に移動の計算問題。
0:31:58	そうですね。
0:32:01	はい。
0:32:07	2 ページ、12 ページ。
0:32:13	22 ページ、こちらもですね。
0:32:19	はい。
0:32:19	一つ、
0:32:28	はい、いろんな番目に書いてしまってるんで、これも解釈を見ると、原則は独立を
0:32:38	使用前事業者検査を実施する要員の独立性の場合だと思うんです。
0:32:45	これの背斜構造がない。
0:32:48	4 項というのは、
0:32:51	はい。
0:32:52	15 億で、
0:32:54	当該ピット等の適用持ちまわってこんなものに企業が出てこない。
0:33:01	というのがちょっと方案の
0:33:05	もう変わってるところで見当たらずどうやってきてしまう。

0:33:18	MF大牟田です。
0:33:20	まず使用前事業者検査の独立性については、右側の五行に書いてますとですね、定修前事業者計画法の規制。
0:33:32	使用前事業者検査等実施要員を対象となる機器等ですね所管する部門に移る雰囲気を経営部門。
0:33:43	要員とする、その他使用前事業者検査等ですね、中立性及びB信頼性が損なわれないことを言うということに記載してございます。
0:33:55	で、実際はですね、第7層ですかね、施設管理の第64条に
0:34:04	以上が事業者検査実施という項目がございまして、そちらのほうにですね、閉の発生と、それから、
0:34:16	そのためにですね教育について、
0:34:19	駅は定めるというような構成になっております。
0:34:43	取り組むという
0:34:45	まず規制庁アリタです。確認ですが検査を行う者の教育については64の情報出て、
0:34:57	68けど、
0:35:00	54条第3号の
0:35:04	この部分をまず第1項のところにですね、検査責任者については対象となる建物構築。
0:35:14	つまり、
0:35:16	簡易
0:35:17	スズキのものを
0:35:19	説明するというのを記載してございます。
0:35:23	乾固のところで安全課長。
0:35:28	エネルギー、
0:35:30	いうことで、一本化というのはですね、施設の工事とか点検に関与してないもんでありまして、
0:35:37	その中で消えた感じの
0:35:43	でも、
0:35:44	要員ですね。
0:35:45	うん。
0:35:47	いうことで、そこで
0:35:48	いえ、計画比ともですね、力量管理を行うというような構成になって、
0:35:54	おります。以上です。御説明ということであり、

0:36:03	今のポイントの2番目の審査委員のKK先ほど当然風景について、廃止分のものから済まして管理区域以外で特に管理が必要な
0:36:21	そのところで非常用DGを配置して
0:36:26	独建物発電機二つ設置16たらと思うんですけれども、
0:36:34	今後の工事の進展どこも含めて、これ、非常用DGの非常用発電機の場合は、保全区域にあたるものはないという解釈でよろしいですか。
0:36:48	はい、そうとりあえずこう、気泡アウトプットのほうでは増えて規制庁アリタれる布田沖の方で何とかいろんなものがないかという意味石炭は放射線管理等の管理する店舗
0:37:04	発電欠損非管理区域で中に持ってらっしゃる方も手電源として非常用ディーゼル発電機だろうなというのもいっぱい結構生産に対しても、これを整理状況。
0:37:23	それから、
0:37:24	今のところと該当しないというふうには考えております。
0:37:30	はい。
0:37:33	じゃあ、原料の認識は、そういうことで確認いたしました。
0:37:40	あと同じく保全区域関係なんですけれども、保全区域をつけたことを追加したことによって、当然等の汚染の管理職5のパターンっていうのはいいと思うんですけど。
0:37:54	一方、方案PM学び職員の意識もあると思うんですけど、こういう保全区域だけをやるような
0:38:04	これはどこで読むのか読めない。
0:38:09	ちょっとそのところですね。へえ。
0:38:13	その管理というのはいわゆる区域管理も含め、
0:38:17	放射線管理の中の一つの業務というふうに位置付けてまして、放射線管理をするのがこれ閉園区域の限ってもよいというふうに考えております。
0:39:01	景気を表の20億。
0:39:10	その都度、
0:39:14	安全Dの中の放射線管理
0:39:20	保全区域が含まれてるっていう、そういう整理、
0:39:27	取極あの汚染区域の管理は安全管理活動が実施するというふうに位置付けてまして、処分で言いますと17条の13番の安全管理課長の管理に関するものの業務を管理する。
0:39:44	ということで、そのところで業務ということにさせていただきます。
0:39:48	情報の保護系に保全区域が
0:39:54	持ってるっていう

0:39:55	1 ページ。
0:39:59	放射線科医民間の一般のいろいろな
0:40:38	場所は、
0:40:40	しかし、
0:41:04	結構
0:41:09	そのほか、
0:42:14	はい。
0:42:15	こちら止めなかったりする音声聞こえてますでしょうか。今児嶋さん。
0:42:24	はい、並列で今こうやってますけど。
0:42:31	ですから、
0:42:33	先ほど大牟田のほうから御説明しましたけれども、追加の
0:42:39	御指摘を行いますでしょうか。なんか音が途切れて作業利益を
0:42:44	私のほうから本年の 17 条の 13 番、安全管理課長の行に保全区域があるっ ていう話だったんでしょうか。今見ると、それぞれ相談相手であって、その情報のドドファンドが、
0:43:01	総勢でよくよく考える方が強いのかなってというのは聞いていることが次で予定 を聞きますけど、すみませんが迎えられる。
0:43:13	中村先生、13 項の安全管理課長はカ店管理というのがありましてこの交差 点。
0:43:22	いわゆるその管理区域の区域管理だとか補填区域の振り返っても、
0:43:27	放射線管理というふうに解釈しております。
0:43:31	以上です。
0:43:32	はい。終わりました。
0:43:44	はい。
0:43:48	一方、
0:43:52	ちょっと待って論点の三番。
0:43:56	安否確認のポイントとして 3 項目めたことで、段階的じゃないですね、電報段 階的申請については前回保安規定の犠牲が有った
0:44:11	計算式でサーバーっていうか、前回の保安規定変更認可申請でそこでは新規 CPU開放事業費情報前テーマどのファイルに比例するのかっていうのか、
0:44:25	参考資料の添付してもらっていいと思うんですが、今回申請と、そこから何か 健康とかあったかなというときには結構これ工事が遅れちゃってるっていうの はあるんですけども、アフリカ程度あります。
0:44:43	はい。
0:44:44	ソフトウェアの前回の保安規定の掘ったところで英語出しました。

0:44:50	許可のソフト案件ですね、そこでも遅れているということもございまして、次回ですね。その保安規定の変更については、
0:45:04	はい。
0:45:08	来年の8月に浜堤工事が上、すべて完了するところです。
0:45:15	まとめてすべてソフト案件、
0:45:18	なし。
0:45:24	それで、前回審議ホームページ
0:45:28	入れた評価も、
0:45:31	承知はいたしました。
0:45:36	申請の回数として、新基準対応の保安規定として、今回2回目の失敗は、
0:45:45	3回目になると思うんだけど、これはもうこの段階でも守らせる計画は重量が変わってないという。
0:45:55	それで、その通り。
0:45:57	規制庁アリタですから、待てる国の仕事の関係で遅れてるだけでほぼ回数は変わらない。
0:46:08	次は前回、保安規定申請されたときには、参考3
0:46:19	評価を踏まえ、CH級として検討され、
0:46:23	今回は店舗されていなければ、それは何で報い落としたのかというと、
0:46:33	ちょっとですね、すみません、いよいよしてたんですけども。
0:46:37	管理一般電力間を見るとですね、そういった添付書なかったものです。
0:46:43	系統に
0:46:45	規定の変更メインということですね、展張から
0:46:49	続きました。
0:46:52	一方ファンの説明についてはこれで理解いたしました。
0:47:02	最後、四つ目のポイントとして常時/2という評価とか条例とかの反映漏れですか。
0:47:13	はい。
0:47:14	これ、うちの方でも見ているんですけど、当然御社の申請にあたっての話がもう、そういったものではないということも確認して出してもらってでよろしいですね。
0:47:31	はい、社内の手続きに基づいて、
0:47:33	きちんと中身を精査した上でですね、私してるというものでございます。
0:47:50	いろんな当社内プロセスに基づいてチェックはしているんですけども、具体的にどういった薬局の方がどこ見てるかということでもあります。

0:48:04	えっと他の核燃料d安全部会というのがございまして、そこです有識者核燃料取扱主任者実際中身を書いていただいています。
0:48:15	安全衛生委員会というね、全社的な委員会があるんですけども、その中でですね、1 ページの中身を見て確認いただけるというような手続き上、
0:48:31	今、
0:48:34	まず、
0:48:44	それで、
0:48:49	これ、
0:48:51	規制庁アリタです。保安規定だけでも安全衛生院っていうそこでなんかを見て、
0:49:03	日々今ここでしかるべき役所の方は見て、それを踏まえた上で申請が出されているということよろしいですか。
0:49:17	はいその通りです。
0:49:22	今、
0:49:30	151 説明は
0:49:36	これの幼保事業になりますとやっぱ追加全国でございまして。
0:49:52	原子力規制庁の場合について、鉄塔は確認した部分でやっぱ
0:50:00	ここもほぼ同与党の中で、
0:50:10	あと保安規定の資源の最初の品質管理基準の解釈 11 条一方ますかということ確認したマニュアルのベースということで、
0:50:30	はい。
0:50:33	そういうことをマニュアルに規定されるという記載がある条文があれば、もう説明をお願いします。
0:50:45	そして、
0:50:58	1 点目の恩田です。それとあと品質マニュアルに委員会的な液体内容が計画というのを本当に
0:51:09	書いてあるということ。
0:51:11	評価は生徒がはいでは書いてある場所があれば、説明してくださいということで、
0:51:22	はい。
0:51:25	あと、
0:51:30	品質マニュアルにつきましては、社長が定めるというふうには本店のほうには書いてあるんですけども、具体的にこういった内容というところまでは記載はないかと思えます。
0:51:42	以上です。

0:51:43	それとナガイです。これは、
0:51:50	改めて私どもされる話ではないんですけど、もともとその国会の掲出マネジメントシステムの文書のパート附属見て、規程に反映するという話するという ことで、
0:52:07	してるんですが、許可段階では必ずしも解釈への適合の徹底等ですね、四つ の要求事項であっても、
0:52:23	同解釈のほうも全部、全部出ますかね、解釈などをつり上げると原子力施設 の保安のための情報です。
0:52:38	この再生支援の必要条件として、
0:52:43	それはどっちの可能性を検討するというような部分って何して、そういうのを達成 できる技術的根拠があれば、それにできると判断するというで、
0:53:02	解釈が示されていて、我々としては、愛知だったのはコンプレッサやってる評 価と同様にしてるんですけども、その具体的な内容が
0:53:17	89 の概要は下できないっていうのもしたわけですけども、そういうことで、個 別解釈に適用するものは取得をするというふうに思われますか。
0:53:34	確認したものですけれども、ちょっとどういった
0:53:41	はい。
0:53:43	今の段階で、
0:53:48	そう。
0:53:51	こちらはRmを打たれる、今
0:53:56	は品管規則の解釈の内容も関係のほうに反映すべきではないかというそ ういうお考えというふうに言ってよろしいでしょうか。はい、原子力規制庁流れ図と 私は考えて法律入ってあるものは、
0:54:12	いつ適合する場が設定をすると、やっぱ改定案まで書いてありますし、段階的 な具体的な文書体系の中で規制
0:54:25	一番最後に保安規定があって、窒素の趣旨説明したり、前に主査というです けど、その中を処理してということで、その中でどうなの。
0:54:42	本日のさてもらっているという。
0:54:49	オオムタです。了解しました。
0:54:55	修繕工事。
0:55:18	一方、
0:56:01	すいません。規制庁アリタです。
0:56:03	こちらからの八項も何かこういう非常にそれ以降なんですけど。
0:56:09	はい。

0:56:10	審査会合資料としては、パワーポイント資料合計三つ出していただけるということでしょうか。
0:56:23	最後、
0:56:26	これでいいですか。
0:57:04	あ、すみません、今日アリタですが、今日もらった三つについてはこれでわかりますけど、さっきの話で、
0:57:18	パワポ簡単にさ、簡単にフェーズが違うんですけど、ちょっと今般ことっていう話なんでしょう。
0:57:25	組成が見えなくなっています。これちょっと改めてIAEAをお願いしたいんですけど。
0:57:35	野村です。今おっしゃったのは、許可のソフト案件について、発せ事業者としていつごろ入れる予定がわかるような資料という理解でよろしいでしょうか。
0:57:47	規制庁有田です。これ前回の保安規定ではないと当然変わった箇所もありますし、予定が変わったとか、或いは今回で実施いたしまして取り返しますか。
0:58:02	いや、前回から変わっているので、それを働くも踏まえて今後のスケジュールをあわせて
0:58:10	説明資料として出していただきたい。
0:58:15	MNF オオムタです。承知いたしました。
0:58:19	これについてはちょっと改めてちょっと面談の場で説明していただければちょっと審査会合に臨むということであると思います。
0:58:50	来週にもちょっと時間はMNFコマタです。了解しましたので、よろしく願います。
0:58:57	あと3号なんですけれども、存廃もらった見直しを踏まえ、ドラフト版ということで、
0:59:05	また改めてこれが開かれると思うんですけども、その前に落ちとかそういう砂堆のちょんぼというものがなくないようによく細かく見た上でですね。お願いします。
0:59:22	はい、じゃあ、再度確認してすね審査会合前に高い意識を送付するということがよろしいでしょうか。
0:59:34	規制庁アリタですね、基本的には説明を受けたいのはその追加でお願いした段階的申請の話で、他の話についてはご参考までにはいただいて中身大きな乖離があればちょっと設置改めて説明していただいて、
0:59:53	核になると思いますので、そういったものがないのであれば結構なんかもあって欲しいのかな。
0:59:59	いうことで出しいただくことは普通でもやったから、

1:00:04	はい、わかりました。
1:00:06	原子力規制庁ナガイです。本審査会合資料なので、今まだ生まれるでも調整中なんですけど、資料番号法が水の抜本的な改善が図られ、
1:00:21	願望お知らせしますので、もういっばいで確定版として出してください。それまでだったらうふうに見ていただいて、今説明いただいた内容応急帰られても困るんですけど、何か時間があれば、
1:00:41	時代が誤りがあるとかですね、例えば直して今ならなくていただいて結構ですけど、例えば番号、こちらがアリタの方から音がするので、それを受けたら次だというように準備をしています。
1:00:59	MNFコマタです。承知いたしました。
1:01:05	はい、規制庁有田です。
1:01:09	また何か。
1:01:10	コメント等ございますでしょうか。
1:01:15	或いは、
1:01:27	今日、
1:01:29	等を
1:01:40	原子力規制庁ナガイです。小田さん聞こえてますか。何かあれば
1:01:47	王道ですけれども、今日規制庁側の剛性が非常に悪くてやりとり半分ぐらいしか聞いてないんですよ、この平面風況方が、こういったみたいなの、
1:02:04	来いとは思うんですけども、何点か確認するんで、もう確認済みっていうものについて、例えば、そう言ってください。
1:02:13	はい、じゃあの中で、了解しました。
1:02:15	まず保全区域の考え方なんですけれども、理事今もう記事が設置されているところに保全区域、それ以外のところは全部を対象として考えていないっていう根拠について説明してください。
1:02:34	きましたが、ここ。
1:02:36	そこは確認してないんですね。
1:02:43	じゃあ説明をお願いします。
1:02:47	はい。皆さんお尋ねする保全聞いていってというのは、いわゆるその管理区域以外で特に管理を
1:02:55	そうですね今新たに設定をするということ言えば当社の場合はずね。あと電源関係が非常に重要だということ非常用発電機のところで設置してるところです。
1:03:07	保全区域として、
1:03:09	いると。

1:03:12	はい。
1:03:14	規制庁の小田ですけれども、このところのほうを基準とかも特段プラス記載があるわけではないんですけれども、実用炉に説明しているのかお聞きしてるのはですね。
1:03:32	管理区域の区域を陸域の決定的なサポートするような設備機器が設置されているところで、保全区域として設定するというふうに聞いてますんで。
1:03:47	そこはそういうところを万全とする施設で管理区域外に設置されているものについて、すべからくまず保全区域に設定する必要があるのかないのかっていうのを検討していただいた上で、
1:04:04	設置する設定する必要がないというふうに考えるものについては、必要がないという根拠を説明してください。
1:04:16	何かお尋ねしましょう。
1:04:20	一方、
1:04:22	それとですね。
1:04:24	検査に。
1:04:28	かかるところで、そのフォロー系統事業に関しての登録JA日本
1:04:39	参考の(6)に規定してるところで、えっとですよっていう話だったんですけども、要員の基準価格を教育訓練っていうところが根本7ヶ所の再されてるところとの関係を
1:04:56	御説明いただけますでしょうか。
1:05:01	7条のところはですね、QMS上の
1:05:06	考え方を書いてまして、実際は使用前事業者検査ですので施設管理の中ですね、64条。
1:05:16	あと、
1:05:17	になっております。
1:05:24	そういう規制庁大ですけれどもそうすると7条のうちのところを書いてることを聞いておきたいというふうなべきさっぱりしてるというふうになって欲しいんですか。
1:05:36	太田です。
1:05:44	誰にするかしました。そうですね。
1:05:55	ちょっと待ってくださいね。
1:06:03	ちなみにMNFサーモを他の人発話注1のミルボンにしてみてくださいませんか。結構そちらのノイズを拾っているんで、づく対応お願いします。

1:06:18	規制庁誰それとちょっとこれ規制庁側に確認なんですけれども、段階的な申請のところで、前回、投資参考としてつけていただいて内容のものを、次回の面談で提示した上で説明してくださいということになってるんですか。
1:06:39	原子力規制庁ナガイです。そのようにお伝えしています。
1:06:45	三菱ページで事業者のおそれの理解でよろしいですか。
1:06:54	はい。
1:06:59	規制庁なりさわかりました了解しましてそれを確認しての話ですけれども、限定等他事業者がこれをつけていないっていうのは三条改正に特化していれば、確認する必要はないかもしれませんが、
1:07:16	今回新規性基準のその設工認等の対応もありますので、前回のときに、我々の審査書を見ていただければわかる通り、その許可を踏まえたものであるというところについて、
1:07:32	1回で全部対応できるものではないので、参考としてつけていただいた上で、疼痛その旨も審査書に記載しているっていうふうに、要するに審査しているというところがございますので、今内容も見た上で同じような対応をにさせていただくという
1:07:52	いうことになると考えていますんで、今までも面談で提示していただければと思います。
1:07:59	はい。
1:08:00	ターネット焦点が集まって、
1:08:05	こちらからは以上です。アリタさん。ありがとうございました。はい、規制庁アリタですありがとうございます。／ポンプに公園とか内容だろうこれシゲタと思いますがよろしいでしょうか。
1:08:23	それでは保安規定でMNFの保安規定に係る面談をこれで終了したいと思います。ありがとうございます。